

## 地域の祭り再開支援事業 申請要領

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金では、令和6年能登半島地震により被害を受けた地域において、石川県のふるさと文化である祭りを絶やすことなく未来に継承し、地域コミュニティを再建していくために、祭りの再開を支援する助成を行います。

この度、令和6年奥能登豪雨による被害を受けた地域についても助成対象に追加しました。令和6年度の助成対象事業について申請を受け付けていますので、助成を希望される団体は、本申請要領に基づき申請ください。

### ＜地域の祭り再開支援事業の概要＞

#### 1. 助成対象団体

次のいずれかに該当する団体を対象とします。

- (1) 自治会、町内会または区等の地縁団体
- (2) 複数の地縁団体の区域を対象とした、祭りの保存及び継承を目的とする保存会または実行委員会等の団体

#### 2. 助成対象事業

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町の6市町を中心とする、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被災地において、地震又は豪雨により用具の破損や担い手不足などの影響が及んでいる祭りを開催するための事業

#### 3. 助成対象経費

祭りの用具や保存庫等の修理・新調（経年劣化によるものを除く）、後継者の育成のための研修会や気運醸成に向けたシンポジウム・検討会、情報発信や広報に要する経費、祭りの開催に係る各種消耗品購入、外部協力者謝礼（警備・清掃など）、資機材借上に要する経費 等

#### 4. 助成金額

3年で最大150万円（定額助成）

## ① 申請期間

令和6年7月1日以降、随時申請を受け付けます。

## ② 助成対象事業の実施期間

令和6年7月1日～令和7年3月31日（令和6年度分）

※発災以降、すでに着手した取組も対象になります。

※1つの団体につき連続する3年以内で3回まで事業の申請をすることができます。

## ③ 助成対象団体

次のいずれかに該当する団体を対象とします。

（1）自治会、町内会または区等の地縁団体

（2）複数の地縁団体の区域を対象とした、祭りの保存及び継承を目的とする保存会または実行委員会等の団体

なお、以下のア～ウの要件を満たす必要があります。

ア 石川県内に住所または活動の本拠を置いていること

イ 一定の規約等を有し、代表者が明らかであること

ウ 会計経理が明確であること

ただし、次のいずれかに該当する団体は対象外となります。

（1）地方公共団体又は地方公共団体が設立した団体

（2）専ら営利を目的とする団体

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者がいる団体

## ④ 助成対象事業

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町の6市町を中心とする、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被災地において、地震又は豪雨により用具の破損や担い手不足などの影響が及んでいる祭りを開催するための事業が対象です。

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外となります。

（1）専ら営利を目的とするもの

（2）特定の政治活動又は宗教活動を目的とするもの

※神事のみを行う祭りも対象外となります。

## ⑤ 助成金の額

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| 1 助成率    | 助成対象経費の <u>10分の10以内</u> の額 |
| 2 助成限度額  | 1つの団体につき連続する3年以内で最大150万円   |
| 3 助成金の交付 | 概算払い（10分の8まで）または精算払い       |

## ⑥ 助成対象経費

助成対象経費は、祭りの用具や保存庫等の修理・新調（経年劣化によるものを除く）、後継者の育成のための研修会や気運醸成に向けたシンポジウム・検討会、情報発信や広報に要する経費、祭りの開催に係る各種消耗品購入、外部協力者謝礼（警備・清掃など）、資機材借上に要する経費とします。

※なお、令和6年1月1日の発災以降、制度開始以前に支出した経費も助成対象とします。

その場合は、令和7年3月31日までに交付申請をする必要があり、実績報告には領収書等の支出した証拠書類を提出する必要があります。

申請事業に伴う経費であっても、次に掲げる経費は対象外とします。

- 社寺の修繕費
- 神饌料及び供物料など神事に関する経費
- 飲食費
- 神輿やキリコ等の担ぎ手に対する謝礼・交通費・宿泊費等
- 事務用品及び汎用性の高い備品（パソコンなど）の購入費
- 景品及び記念品購入費

## ⑦ 申請方法

- 1 提出書類
  - (1) 交付申請書（別記様式第1号）
  - (2) 申請団体及び祭りの概要等（別記様式第2号）
  - (3) 事業実施計画書（別記様式第3号）
  - (4) 収支予算書（別記様式第4号）
  - (5) 祭りの用具や保存庫等の修理・新調を予定している場合は、被害状況の分かる写真

☆様式（記入例含む）は下記ホームページからダウンロードできます。

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/muse/chiiki\\_matsuri.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/muse/chiiki_matsuri.html)



- 2 提出方法 電子メール（郵送也可）

- 3 提出先 住所のある市町もしくは活動の本拠を置く市町の文化振興担当課へ  
相談のうえ、提出（次ページ参照）

## <各市町担当課>

市 町	担当課	住 所	電話番号
金沢市	文化スポーツ局 文化政策課	〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号	076-220-2442
七尾市	教育委員会 スポーツ・文化課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地	0767-53-8437
小松市	交流推進部 文化振興課	〒923-8650 小松市小馬出町 91 番地	0761-24-8130
輪島市	教育委員会 文化課	〒928-8525 輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地	0768-23-1176
珠洲市	芸術文化創造室	〒927-1214 珠洲市蛸島町 1 部 2 番地 563 (珠洲焼資料館内)	0768-82-6200
加賀市	教育委員会事務局 文化課	〒922-8622 加賀市大聖寺南町二 41 番地	0761-72-7988
羽咋市	教育委員会 生涯学習課	〒925-8501 羽咋市旭町ア 200 番地	0767-22-9331
かほく市	教育委員会 スポーツ文化課	〒929-1195 かほく市宇野気二 81 番地	076-283-7135
白山市	観光文化スポーツ部 文化課	〒924-8688 白山市倉光 2 丁目 1 番地	076-274-9573
能美市	教育委員会 まなび文化スポーツ課	〒929-0113 能美市大成町又 118 番地	0761-58-2272
野々市市	地域政策部 地域振興課	〒921-8510 野々市市三納 1 丁目 1 番地	076-227-6121
川北町	教育委員会 社会教育課	〒923-1295 川北町字壱ツ屋 174 番地	076-277-1151
津幡町	教育委員会 生涯教育課	〒929-0342 津幡町北中条 3 丁目 1 番地	076-288-8526
内灘町	教育委員会教育部 文化スポーツ課	〒920-0292 内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1	076-286-6716
志賀町	教育委員会 生涯学習課	〒925-0198 志賀町末吉千古 1 番地 1	0767-32-9350
宝達志水町	教育委員会 生涯学習課	〒929-1492 宝達志水町子浦そ 18 番地 1	0767-29-8320
中能登町	教育委員会 生涯学習課	〒929-1721 中能登町井田に部 50 番地	0767-76-1900
穴水町	教育委員会事務局	〒927-8601 穴水町字川島ラの 174 番地	0768-52-3720
能登町	教育委員会事務局	〒927-0492 能登町字字出津ト字 50 番地 1	0768-62-8537

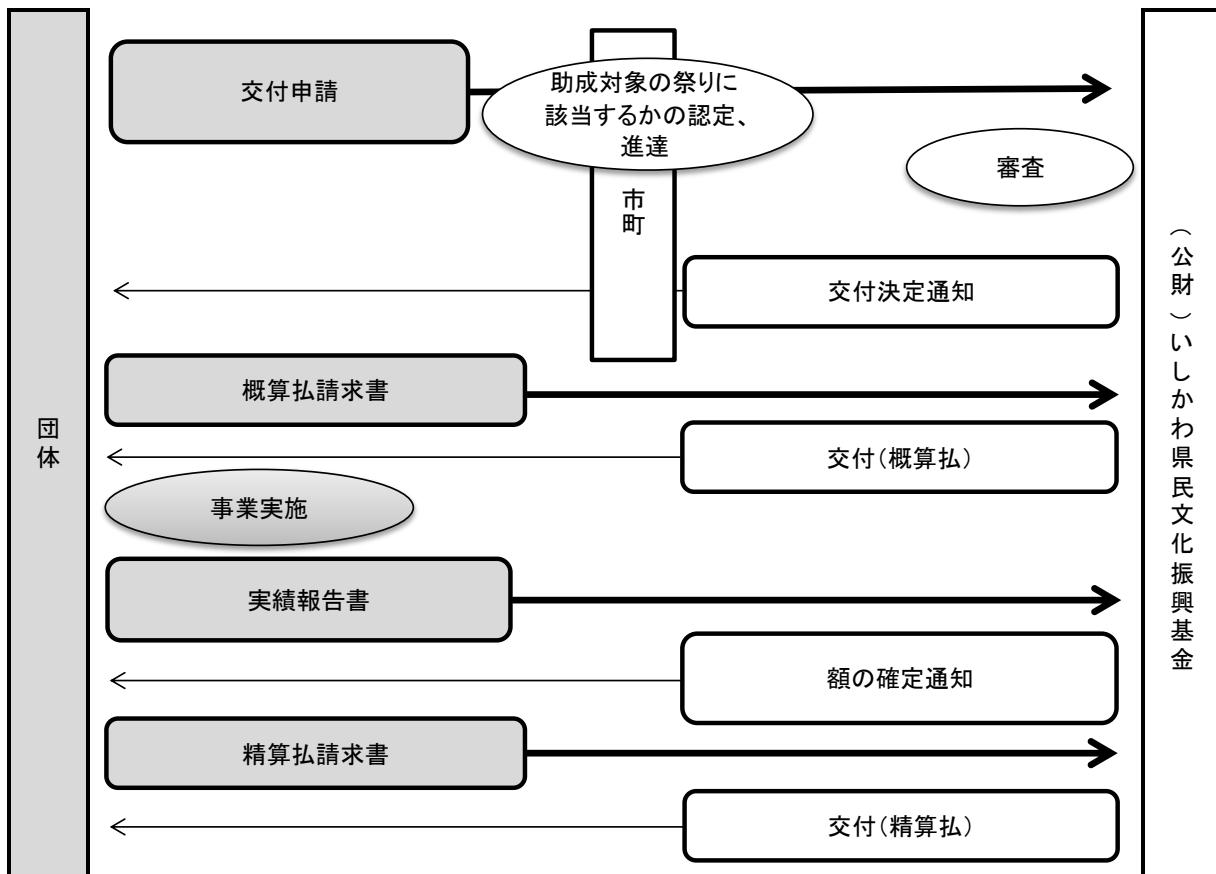
## ⑧ 審査方法・審査基準

審査結果は、採否にかかわらず申請後 1 か月以内を日付に書面により通知します。

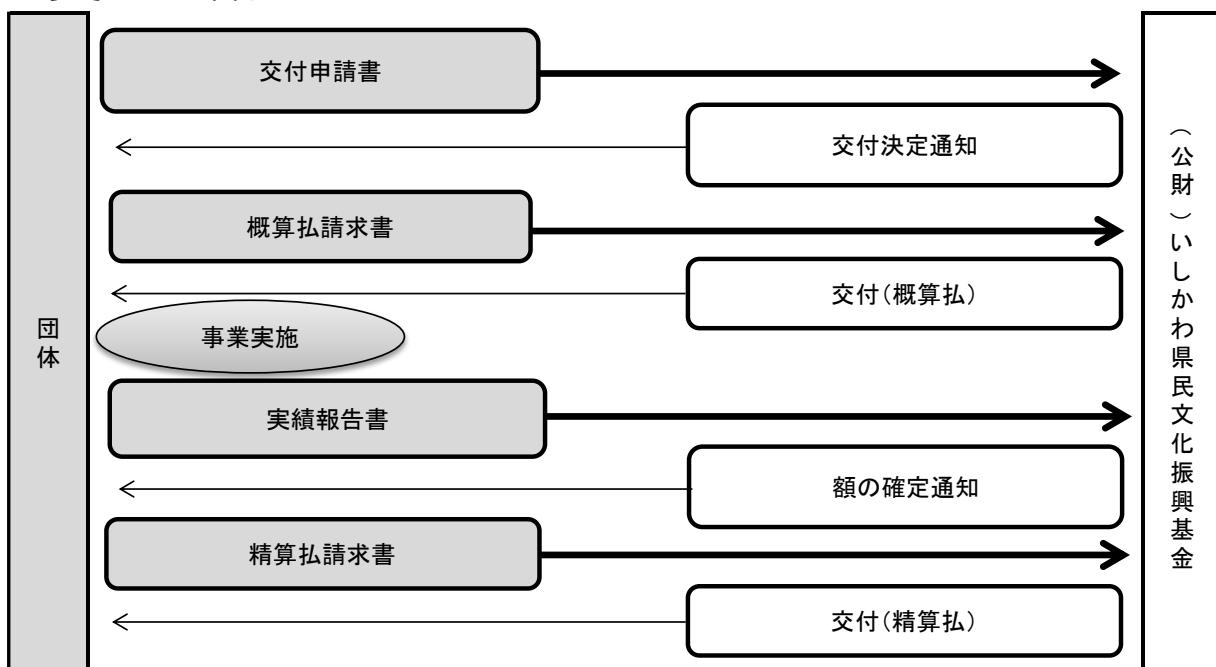
※予算の範囲内で助成事業を決定するため、助成決定額は申請額を下回ることがあります。

## ⑨ 申請手続き等の流れ

<1年目>



<参考・2~3年目>



- 初めて交付申請をする団体は、団体住所のある市町もしくは活動の本拠を置く市町を経由して提出してください。交付決定について市町経由で通知を受けて以降は、事業実施後に当基金に直接実績報告書を提出していただき、実施状況等について確認させていただいた上で交付（精算払）となります。ただし、交付決定額の10分の8まで概算払を受けることができます。

## ⑩ 留意事項

- 必要に応じて、申請書の内容等について聞き取りを行わせていただく場合があります。
  - 提出した書類は、必ず写しをとり保管してください。
  - 助成を受けた団体に対しては、当基金から事業期間中又は事業実施後にアンケート等をお願いする場合がありますので、その際はご協力ください。
  - 助成を受けた団体は、当該事業に関する収入・支出の内容を証する関係書類を会計帳簿とともに、事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。必要に応じて、（公財）いしかわ県民文化振興基金の職員が活動の状況・実績等を調査する場合があります。
  - その他、この申請要領に定めのない事項は「地域の祭り再開支援事業助成金交付要綱」に従います。また、申請等の手続きに当たっては、「地域の祭り再開支援事業 Q&A」も参考としてください。
- ☆「地域の祭り再開支援事業 Q&A」は下記ホームページからダウンロードできます。  
[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/muse/chiiki\\_matsuri.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/muse/chiiki_matsuri.html)

### 公益財団法人いしかわ県民文化振興基金

〒920-8580 金沢市鞍月1-1 石川県文化観光スポーツ部文化振興課内  
TEL 076-225-1371 FAX 076-225-1496  
E-mail [bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp)  
<http://www.ishikawabunka.jp/>